

氷見市都市計画審議会

○日時 令和6年2月7日（水） 14：30～16：00

○場所 氷見市役所3階 301会議室

○出席 委員10名、事務局7名

○次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
議案1) 氷見都市計画整備、開発及び保全の方針の変更（富山県決定）
4. 閉会

○配布資料

- ・資料1 氷見都市計画整備、開発及び保全の方針の変更（富山県決定） 都市計画の図書
- ・参考資料1 説明資料（パワーポイント資料）
- ・参考資料2 新旧対照表（第1章）
- ・参考資料3 " （第2章）



■参加者名簿

	区分	氏名	役職	出欠
委員	学識経験者	表 良広	氷見建設業協会 事務局長	○
		本田 孝則	氷見商工会議所 専務理事	○
		高木 陽子	氷見市連合婦人会 会長	×
		本田 豊	富山大学都市デザイン学部 教授	○
		江幡 光博	公益財団法人富山県建設技術センター 副理事長	○
		両國 明美	氷見市農業協同組合 副組合長理事	○
	市議会	福嶋 正浩	氷見市議会議員	○
		越田 喜一郎	氷見市議会議員	○
		竹岸 秀晃	氷見市議会議員	○
		上坊寺 勇人	氷見市議会議員	○
	市民代表	茶木 隆之	氷見市自治振興委員連合会 副会長	×
富山県	高嶋 康	富山県高岡土木センター 氷見土木事務所長	○	
事務局	氷見市	林 正之	市長	○
		神代 太	建設部 部長	○
		高田 昌計	都市計画課 課長	○
		瀬戸 智徳	都市計画課 主査	○
		小林 壮嘉	都市計画課 主査	○
		亀谷 靖文	富山県土木部都市計画課(事務局説明応援)	○
		兒堂 謙市	富山県土木部都市計画課(事務局説明応援)	○

<議事概要>

1. 開会

2. 挨拶

市長 : 本日は、ご多用のところ、氷見市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より市政全般にわたり格別のご高配を賜りますとともに、本審議会の委員ご就任につきましても、ご快諾を頂き、重ねてお礼を申し上げます。

まずは、本年1月1日の能登半島地震によりお亡くなりなられた方々に、心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

本市にも甚大な被害をもたらし、すべての市民が、不安な時を過ごしました。まだまだ復旧のさなかではありますが、市民の皆様とともに、一丸となって復興に向かって邁進していく所存であります。

さて、本日の案件は、氷見都市計画整備、開発及び保全の方針（氷見都市計画区域マスタープラン）の変更について、ご審議させていただき予定としております。現行の都市計画区域マスタープランは、平成25年3月に定められ、計画策定から約10年経過したこともあることなどから、都市の将来像、都市計画の基本的な方向性等を見直す必要が生じたため、今回、変更案を作成したものでございます。

この後、事務局より変更案のご説明をさせていただきますので、皆様方にはそれぞれの専門的見識から、忌憚のないご意見、活発なご議論をいただき、この会議が実り多いものになるようお願い申し上げます、冒頭のあいさつとさせていただきます。

本日は何卒よろしくお願いいたします。

事務局 : 申し訳ございませんが、市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

<市長退席>

当審議会の委員につきましては、昨年の10月1日付けで、継続して委員をお引き受けいただいた方々もいらっしゃいますが、本日の委員会は、交替後、初めての開催となりますことから、委員の皆さまのご紹介をさせていただきたいと思っております。

<委員紹介及び委員挨拶>

本日の審議会には、委員12名中、10名の方に出席いただいております。

2分の1以上の委員の皆様に出席いただいておりますので、会議は成立しております。

本日の審議会の議題ですが、氷見都市計画整備、開発及び保全の変更（富山県決定）について、審議いただき、委員の皆様からのご意見を踏まえ、本市としての意見を富山県へ進達したいと考えております。なお、進行にあたっては、議事を円滑に進めるため、一部事前に資料を送付させて頂いており、事務局からはできるだけ簡素に説明いたしたいと思っておりますので、ご理解頂きますようお願いいたします。

それでは、氷見市都市計画審議会条例第5条に基づき、当審議会の会長を定めたいと考えております。条例では、「学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によって会長を定める」こととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

《本田豊委員を推す声》

事務局 : それでは、会長を本田豊委員に、お願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

委員一同 : 異議なし

事務局 : 「異議なし」とのことですので、本田委員に会長をお願いしたいと思います。

《本田豊委員、了承》

早速ですが、本田委員には、会長として議事を進めていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

会長 : ただいま、会長に選出されました富山大学の本田です。

委員のみなさまの忌憚のないご意見を頂くと共に、スムーズな議事運営にご協力賜りますようお願いいたします。

3. 議事

議案 1)

会長 : それでは、早速ですが、議事に入らせて頂きます。

議案 1 「氷見都市計画整備、開発及び保全の方針の変更(富山県決定)」について、事務局より説明願います。

事務局 : <スライド及び資料により説明>

会長 : ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、順次発言いただきたい。

委員 A : P18 第 2 章 3-1)①C 住宅地における「まちなか居住区域」とはどの区域か。

事務局 : 2019 年 3 月に作成した氷見市都市計画区域マスタープラン(P48)に区域を示していますが、氷見市立地適正化計画で定める居住誘導区域のうち、都市機能誘導区域(氷見市立地適正化計画で定めた区域)を除く住宅区域です。

委員 B : P20 第 2 章 3-1)②e 優良な農地との健全な調和に関する方針で、「無秩序な市街化が進展」と記載されているが、どういう意味か。

事務局 : 例を挙げますと、郊外部におけるミニ開発などにより、虫食的に宅地化等がされることを「無秩序な市街化」と、都市部局では、表現しています。

委員 B : 農業委員会で許可しているのに、無秩序な市街化なのか。

委員 A : 都市部局では、昔から、無秩序な市街化を抑制するなどの表現(言い方)をしているだけであり、決して、農業部局が間違っただけの判断や、不適切な判断をしたという趣旨ではありません。

会長 : 委員 A が解説した通りで、無秩序な市街化(開発)を抑制するという表現は都市部局でよく使われており、特段変わった表現ではありません。

委員 B : 理解した。

<資料を配布>

事務局 : 一旦、意見が出尽くしたようなので、事務局より、今回の能登半島地震等を受けての提案(意見)をさせていただきます。

P20 第 2 章 3-1)②f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針の末部に、「更には、災害対策の観点から、令和 6 年 1 月能登半島地震を受けて、住宅の耐震化や液状化対策などに取り組み、災害に強いまちづくりを推進する。」を追記および、

P21 第2章 3-2) ①基本方針の末部に

「JR 氷見線においては、持続可能な路線とするために、利便性・快適性の向上に向けた城端・氷見線再構築事業を推進する。」を追記することについて、ご意見を頂ければと思います。

会長 : 今の話は重要だと思う。災害(地震)の話も、城端線・氷見線の話も、現在起こっている出来事であり、この問題も含めたご意見や質問などあれば、ご発言頂きたい。

委員 A : 第1章で、富山県地域防災計画で示した方針のうち、津波については少し触れている。氷見市では、今回の地震による津波災害から逃れるため、避難した方々が大勢いる。第2章では、津波について何も記載していないので、この変更案では津波を意識して、立地計画や何らかの誘導や規制などは考えていないという趣旨でよいのか。

事務局 : 今回の改定作業は2年前から行っており、防災に関しては、上位計画にあたる既存の県の地域防災計画や総合計画の内容を参考にして記載しています。能登半島地震の発生により、液状化や津波が起こった場合の避難などの課題が新たに生じたことは認識していますが、正直のところ現在起こっているこれらの問題についての具体的な記載はありません。今回の地震の課題や教訓を受けて、今後、防災担当部局が中心となりながら、反省点等を検証し、これから地域防災計画の見直しについても検討することになると思われます。

ただし、原案には安全・安心なまちづくりや防災に配慮するなどの包括的な記載はされていることから、具体的な記載がされていないからといって、今後の都市計画を進めるにあたり、何か即座に支障になることは決してないものと考えています。

会長 : 強いて言えば、関係してくる明記として、P9 第1章 2) ○安全で安心して暮らせる都市づくり<都市づくりの基本的方向>のうち、「地域の実情等に応じた津波防災地域づくりの推進」の部分などか。

事務局 : そうです。

会長 : 県で、今回の地震を受けて、第1章を検討することはあるのか。

事務局 : 都市計画区域マスタープランは概ね10年に1回のペースで計画の見直しを行っています。P11 第1章 2 都市計画の見直しの方針でも触れましたが、「社会経済変化等も踏まえて、適時適切な都市計画の見直しに努める」という記載のとおり、今後、今回の地震の教訓から、例えば、液状化に対してこのようなまちづくりをしていこう等の方針が出てくれば、その方針を計画に反映するため、見直す(変更)という形になると思われます。

委員 A : 第2章で、津波について一切触れていないことは気になる場所である。しかし、氷見市は、「津波浸水想定区域」を考慮した上で、氷見市立地適正化計画での居住誘導区域の設定をしている。氷見市には、「津波災害特別警戒区域」の指定がないので、津波に関する建築規制等はないのが実情である。

まとめると、津波の浸水想定はこうだけど、特段、市街化を規制するものではない立地計画という方針だと思うが、今後、このままの方針でいくのか確認したい。

会長 : 今回の地震を受け、氷見市立地適正化計画に反映するのか。

事務局 : 現在、氷見市立地適正化計画の改定作業(防災指針の追加等)を行っており、今後、

防災指針の作成の検討過程において、能登半島地震の件についてもできる限りで検討、及び反映していきたいと考えています。

委員C : 今回の地震(津波)で、多くの市民が一斉に高台に逃げることにより、交通渋滞が起こっていた。今後、原子力災害が起こった際は、石川県側の住民が、避難してくることも予想される。氷見運動公園の駐車場が原子力関係の避難待機検査会場になっていること、氷見南インターから運動公園への動線としての環状南線の整備など、原子力災害の被害も想定した上で、まちづくりやロードマップを描くなどを盛り込んでみたらどうかと思うが、いかがか。

事務局 : 今回の地震を受けて、氷見市立地適正化計画における防災指針については、反映できる部分は反映したいと思います。但し、原子力災害や避難などの詳細計画については、氷見市地域防災計画などの関連計画で、検討していければと考えています。

会長 : 原子力災害などについては、具体的な計画(防災計画等)で検討する形でよろしいか。

委員C : 了解した。

会長 : それでは、様々な意見などがありました。事務局から提案のあった追加の意見を、当審議会としての意見としてよろしいか。
「異議なし」の声

会長 : 異議なしということで、そのように取扱います。

本日の議事は、これですべて終了しました。では事務局にお返しします。

4. 閉会

事務局 : 会長どうもありがとうございました。

本日は、氷見都市計画整備、開発及び保全の方針の変更案をご審議いただき、どうもありがとうございました。

本日頂きましたご意見を踏まえ、富山県に回答したいと思います。

それでは、以上をもちまして、氷見市都市計画審議会を終了させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

以上